

○14番 大名美恵子議員 日本共産党の大名美恵子です。通告に従い一般質問を行います。

1点は、本村教育における部活動の現状と課題についてお聞きします。

部活動のあり方について、本来の目的から見て、幾つかの点で問題が大きいと指摘する声が全国的に上がっています。また、教師、生徒、保護者、教師の家族、外部指導者、それぞれの立場での問題点を主張する関係者もいます。

日本教育新聞は本年7月11日付から「若手教師の風景 育つ」の欄で「顧問はつらいよ」と題してシリーズで中学校の部活動について取り上げました。「顧問はつらいよ」1の冒頭では「日本の中学校教員は、国際的に見ても仕事時間が長い。授業時間はそれほど変わらない。主な要因は課外活動、事実上の部活指導だ。1週間当たり7.7時間、OECD平均の2.1時間を大きく上回る」と書き出しています。

では、文科省はどう扱っているか。今年6月14日付朝日新聞デジタルによりますと、13日、文科省は中学と高校の部活動に行き過ぎが見られるとして休養日を設けることを柱とした改善策を発表したと報じ、あわせて当時の馳浩文科相が記者会見し、部活動の顧問のあり方を抜本的に検討し直し、教職員も子どもも心身ともに健全に過ごせるようにしていくと話したと報じました。部活動のあり方に対し真剣に取り組まなければならない事態になっていることがわかります。本村教育における部活動の現状について、まず3点お聞きします。

1つは、教育基本法、学習指導要領等での部活動の位置づけ。

2つは、本村教育における部活動の位置づけ、顧問配置の考え方、入部状況や学校生活に占める部活動の時間数など部活動の実態について。

3つは、本村の部活動の実態から今後の課題について考えていることはあるのか。

以上お聞きします。

○川崎松男 教育長 答えいたします。

質問は法的な位置づけが1つ、2つ目は本村における部活動の運営状況について、それを受けての今後の課題、3つについてお答えしたいと思います。

教育基本法の中には部活動に関連した内容の記述はございませんが、中学校学習指導要領、こういうふうなものですけれども、中学校学習指導要領の総則の中には、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として教育課程との連携が図られるように留意すること、その際、地域や学校の実態に応じ地域の人々の協力、社会施設や社会教育関係団体等との各社団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすることと示されております。

また、平成28年8月1日に中教審の教育課程企画特別部会から新しい学習指導要領の審議のまとめを調べてみますと、現行学習指導要領における位置づけを維持しつつ、将来にわたって持続可能なあり方を検討し、活動内容や実施体制を検討していくことが必要ということで、その後、中略して、こういうふうなことが書かれています。教員の負担軽減の観点も考慮しつつ、地域の人々の協力、社会教育との連携など運営上の工夫を行うこ

とが必要と示されており、これが法的な根拠です。

次に、本村の部活動の運営状況についてですが、まず教育的意義としては社会的ルールを身につけることができるということ、目標を持って取り組むことで克服する力が養われること、仲間と一緒に取り組むことで、やはり達成感や感動体験を味わうことができるということ、そしてその子のよさを発見することができるということ、その子の存在感が発揮できる場所であるということ、部活動における教育的意義は非常に高いと認識しております。

次に、顧問の配置に関しては教師の専門性を生かし、できるだけ生徒が専門的な指導を受けられるようにと考えておりますが、職員の配置等でやむを得ず専門でない教師が顧問を持つことがあります。最近はそのほうが多くなっております。その場合は生涯学習課の地域スポーツ指導者学校派遣事業等を活用し、これは村の体育協会の各連盟の団体から派遣していただいているんですけども、生徒が専門的な指導を受けられるようにそういうふうな形で都力しております。また、1つの部活動を2人以上で担任する体制をとることで、教師の負担軽減を図っているところでございます。

部活動加入率につきましては、東海中学校が96.3%、東海南中学校が95%になっており、両中学校ともほとんどの生徒が部活動に加入し、日々の練習に励み、自己研さんに努めているところでございます。練習時間は季節によって違いがありますが、平均してみますと1日1時間30分から2時間になります。原則として休みは、月曜日は部活動がない日としております。そして土曜日、日曜日のどちらかを休養日として、本村では週2日休養日としております。

しかしながら、朝7時過ぎからの早朝練習、放課後の練習に先生方が参加して、その後、先生方の本来の仕事である教材研究をしなければならない。実際には先生方、午後8時以降に帰宅という形になると思います。また、公式大会が近くなると、土曜日、日曜日と続く練習試合や試合、それと指導できる先生方の減少などで、俗に部活動はブラック企業的な要素を持っているということは否定できないんじゃないかなと考えております。ですので、抜本的な対策が必要だとは認識しております。

そこで、今後の課題なんですけれども、先生方の負担軽減を図る意味からも、そして子どもたちの健康を考える意味からも、今の部活動について東海中学校、そして東海南中学校の校長先生型との話し合いを持っていきたいなと考えております。そして、その部活動に対してどう思っているのか、そして改善策があるのかどうか、そこを考えていきたいなと思います。

ただ、これらは本村だけでは解決できない課題が多々ありますので、例えば本村だけ朝の練習なしとすれば、今度は保護者からそれでは強いチームにならないんじゃないかとか、いろいろな課題がありますので、中学校体育連盟とも話し合いを持って、やはり中学校体育連盟のほうではどういうふうな考えで今の部活動を考えているのか、現状を考えているのか話し合う機会を持ちたいなと考えています。

以上でございます。

○14番 大名美恵子議員 中学校の学習指導要領では、部活動について今答弁ありましたように学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環としてうたわれている、その一方で地域の人々の協力も得るなどの工夫をしなさいとも言っているということですが、これらからは現場で留意すべきことが幾つか挙げられると思います。地域の方などの協力は技術面では大変助かっていると思いますが、部活動の教育的観点での指導は先生にしかできないこと、部活動に子どもたちが専念できるためには保護者の協力が必要であること、競技の成績アップのためにと練習が過熱する場合もあり得ること、先生の働き方としてブラック的要素を否定できないということ、生徒の側からは、これは部活に仮に入っていないという子どもも含めてになります、教育の中でどの子ども等しく必要な体力、体育能力をつける課題が満たされているかという検証、こうしたことへの対応も求められていると思います。

再質問としまして1点目は、東海中、東海南中ともに部活加入率が大変高いというふうに受けとめました、入部について学校としてはどのように促しているのか。

2点目は、答弁にありました中学校長と、そして県中学校体育連盟との協議についてはどのような点に必要性を感じているのか。先ほどの答弁の中でも若干触れていたかなというふうには思いますが、その辺さらに必要性について感じていることをお聞きしたいと思います。

○川崎松男 教育長 お答えいたします。

まず、部活動の加入の形でございますが、まず部活動には運動部、東海中も南中も運動部当然あります。文化部は吹奏楽部と総合文化部の2つがありますが、これらは生徒自らの意思による自由入部になっております。

どういうふうな過程を踏むかということ、両中学校とも入学して間もなく仮入部期間を設けて、これは短時間ではありますが、入りたい部活に1回加入して体験活動を行います。そしてその後どの部活動に入るかは、本人だけじゃなくて親とも相談しながら最終的には自分の意思で決めて入部届を学校に出すことになっております。

それで、なぜ96%、97%の高い確率化ということ、やはりこれは私たちも経験だと思いませんけれども、先輩の姿を見て自分もあんなふうになりたいなというあこがれがあると思うし、また中学校時代だけでも部活動をやりたいという思いがそういうふうな高い入部率になっているんじゃないかなと考えております。

次に、中体連との話し合いの件ですが、先ほどもお答えしましたように、やはり今の部活動の現状をみますと、これでいいのかという疑問は、これは先生方一人ひとり、校長先生も含めて持っていると思います。ですので、例えば東海中、南中の校長先生方、そして体育部活動担当の先生方と早朝練習が生徒や先生方にどれくらい負担になっているのか、本当に必要なかどうか。今例えば火曜日から金曜日までやっている早朝練習を3日くらいにして1日は休養日を設けることができないか、そういうふうなことについて具体的な話し合いをしていきたいなと考えております。県の中体連のほうには、やはり各地域からの各市町村からの課題が集まってきていると思います。各市町村でどういうふうな課題があるのか、そして中体連として今後どういうふうな形にしていけば、よりよい部活

動のあり方になっていくのか、そこら辺の考えをやっぱり聞く機会を設けたいと考えております。

以上です。

○14番 大名美恵子議員 再質問はしませんが、本村でも部活動のあり方での課題、これを十分に感じているということがわかりました。特に競技のある部活では他校の練習状況との兼ね合いなども発生し、現状の改善の上で困難性も多いかと思えます。また、中学校の先生方は仮に部活指導がないとしても、そもそも忙しい。仕事量が多い。加えて2020年からの新指導要領案では授業時数の増が示されているなど、生徒も先生も心身の過労の中での学校生活とならないか危惧されるわけです。

部活のあり方は絶えず研究が必要になっているということを指摘させていただき、次の質問に移ります。

2点目の質問です。幼稚園・保育所等学校における遊具、体操器具の必要性と安全管理についてお聞きします。

成長期の子どもたちにとって、心身のバランスがとれた成長発達は大変重要であり、全体的に子どもたちにこれを保障する教育活動が求められます。子どもたちの身近に安心して走り回れる野山などが減少し、以前のように日常の遊びの中で自然に体づくりができることは困難になっているのが現状です。この克服のために、本村の保育所でも年齢や発達段階を踏まえたロールマット、リズム体操などが取り入れられ、同時に外遊び、お散歩、設置された遊具の活用などにより、しなやかな体と心の成長を促す保育が行われています。保育所以外の幼稚園、学校等においても園外や校外利用による体づくりもわずかにはあると思いますが、今日、成長発達を促すために遊具や体操器具などの活用は適切な安全管理のもと、絶対的に必要になっています。

こうした観点から、本村の遊具、体操器具などの設置状況について、まず2点お聞きします。

1点目は、資料を出していただきましたが、設置している遊具、器具等の種類と設置している施設、そして設置の目的について、2点目は、遊具、体操器具の利用状況と安全管理の体制についてお聞きします。

○大内伸二 教育次長 お答えいたします。

幼稚園、保育所、学校などにおける遊具は、体全体を動かした遊びや多くの人数で遊び楽しむなど、身体的、精神的、社会的な成長に不可欠なものでございます。特に先生や友達と一緒に遊んだり学んだりすることから、ともに生活する楽しさ味わったり、集団の中での自分の行動のルールを学ぶことが可能となります。

提出資料にございますように村立幼稚園や保育所、こども園では鉄棒やジャングルジム、ブランコなどを設置しており、遊びを通した集団生活の基礎を身につけております。

利用状況でございますけれども、小学校ではジャングルジムやブランコなど主に低学年の児童たちが使用する遊具以外にも、うんていや登り棒なども設置されておりまして、これらの遊具を利用することで筋力や体幹の力を高めることも可能となります。また、鉄

棒におきましては、低学年から中高学年へと進むごとに授業での指導内容が変わることから、より高度な技を成功したときの喜びや達成感を育むことができます。

このように遊具は遊び心を通じて心身の能力を高めていくことが可能ですが、そこには危険性もあることから、安全管理には努めていかなければならないものでございます。

教育委員会と福祉部では毎年、遊具施設の点検を専門業者に委託してございます。内容といたしましては、一般社団法人日本公園施設業協会の認定による安全管理士の管理監督のもと、専門の技師によります道具の破損・摩耗のぐあい、継ぎ手部分の緩み、支柱のぐらつきなど目診、触診、打診などによる点検を行っております。

また、あわせまして、各学校や幼稚園などにおきましても月に1回の安全点検日を設けてまして、同様の着眼点で点検を行い、問題を発見次第、教育委員会のほうに報告を受けてございます。

これらの作業により、提出された点検結果をもとにいたしまして、欠損、破損等につきましては速やかに修繕・修理を行っているところでございます。

以上でございます。

○14番 大名美恵子議員 村内の各施設に設置されておりますこの遊具や体操器具ですが、この設置の意義からすれば、本来どの子にも等しい環境であるのが望ましいのではないかと考えます。学校教育課によりますと、体育のカリキュラムに位置づけられた遊具以外の遊具で子どもたちに人気のある滑り台、ブランコには独特の動作が内包されており、この特性を考えれば運動神経系の発達期にある子どもたちにとって大いに有用であり、積極的に設置すべきものであると判断するという事です。

また、私が以前に幼児教育にかかわったことにより学んだ中に、子どもの成長発達を科学的に捉えることが重要であり、成長過程のこの時期にこの能力を獲得することが望ましいとされる発達段階の捉え方がありました。そうした発達の特性を踏まえた環境整備がどの子にも等しく保障されることが本来重要であると思います。この点からは、安全性の欠落や破損等により利用できないまま放置されるなどあってはなりません。

再質問としまして、今後の遊具、体操器具の改修や更新について改めてお聞きします。

○大内伸二 教育次長 お答えいたします。

先ほど申し上げました点検結果をもとに、今後は破損、老朽のぐあい等に鑑みまして、緊急に対応しなければならないものにつきましては早急に修繕等で対応し、それ以外の場合につきましては年次計画を立てて適切に改修や更新をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○14番 大名美恵子議員 今後の対応ということで、今、今後についてはわかりました。

では、現在ブランコのチェーンと座る板が外されて使えなくなっている舟石川小学校のブランコについて私は直ちに対応し、一日も早く子どもたちが使えるようにすべきと

考え、質問をいたします。教育次長に2点、そして副村長にも1点、伺いたいと思います。

教育次長への質問として、1つは、この舟石川小学校のブランコ、いつごろから使えない状態になっているのか。2つは、可能な限り最短距離での対応が求められますが、現在どう考えているのかお聞きします。

副村長には1点ですが、提出いただいた皆さんのお手元にありますこの資料では、舟石川小学校にブランコはないことになっています。今後ブランコなくす方向とする対応は絶対に避けるべきです。

また、実際に設置されてきたブランコは2基、6席だったと思いますが、改修にしても更新にしても費用が一定かかります。事務上の手続、効率的な財政運営などの課題はあるかと思いますが、ぜひとも村長部局、教育委員会が児童生徒を温かく見守り、発達を応援するという観点を一致させて、何を置いても一日も早い安全なブランコの設置に心を砕いてほしいと思います。新年度予算に回すのでは丸々2年間もブランコなしになってしまいます。最短距離での対応の可能性について副村長の考え方をお聞きします。

○大内伸二 教育次長 3点の再質問いただいております。

まず、1点目の舟石川小学校のブランコがどの時点から使えない状態であったかということについてお答えします。

記録では、平成25年9月に実施した点検の際に金属摩耗による使用不可との判定を受けまして、使用を禁止したものでございます。このブランコは学校を設置した当初からの遊具でございまして、私も見てまいりましたが、支柱の老朽化も相当なものであり、危険性が高いものと判断したと思われまます。

それから、今後の改修の予定でございますけれども、議員からはなるべく短い時間でというご意見ございました。今後の予定といたしましては、私どものほうでは支柱の再利用の可否も含めて調査を行いまして、改修あるいは場合によっては更新をしてまいりたいと思います。

それから、施工の時期についてでございますけれども、子どもたちの安全性ということを最優先にしながら、学校の意見を取り入れながら進めてまいりたいと思いますが、費用につきましては現在の規定経費の執行残などを活用しながら早期の実現に向けて施行をしてみたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○萩谷浩康 副村長 子どもたちの成長にとって遊具の必要性というのは欠かせないものというふうに認識しておりますし、その遊具の安全管理については大変重要なことだと認識してございます。先ほど舟石川小学校でブランコがないことになっているというふうな話がございましたけれども、遊具のそのブランコの必要性云々につきましては、教育委員会内部のほうで協議して対応していただければと思っております。

また、その遊具の更新なり修繕が必要だという場合につきましては、先ほど次長のほうが答弁したように、既定経費の中で予算のほうを生み出す形で実施していかなければというふうに考えております。

○14番 大名美恵子議員 ぜひとも一日も早いブランコが設置できるようにということと取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは、3点目の質問に入ります。

国の社会保障改悪構想への対応についてお聞きします。

8月2日に閣議決定となった経済対策は、社会保障の各分野で給付減・負担増の計画を定めた改革工程表に基づき改革を加速化するものだと言われています。そして、厚生労働省の社会保障審議会は参院選後、関係部会で制度改悪の具体化に乗り出しています。医療保険部会の議論は75歳以上の窓口負担を現在の1割から2割に倍増することなど、生活保護基準部会では厚生労働省から生活保護の母子加算も見直しの検討対象とする考えが示されたことなど、介護保険部会での議論は要介護1、2と認定された方について、訪問介護の生活援助などのサービス費を保険給付外にすることなどです。すさまじい社会保障切り捨て構想です。日本の国で高齢期を迎えることに大きな不安が続々と寄せられています。

関連して2点お聞きします。

1つは、こうした国の改悪の方向は社会保障の自己責任論が強調されたもので、国民の生存権を規定した憲法25条から大きく逸脱し、社会保障に対する国の責任後退を一層進めることとなりますが、村としては内容が決定したわけではないのでまだ何も言えないと改悪が決まるのを待つのではなく、住民の立場で国の責任を後退させないよう国に求めるべきと考えますが、認識をお聞きします。

2つは、国は経済対策による改革だと言っていますが、経済対策だからといって、税の活用が社会保障を削って国民負担を増やして財源をつくるということはしてはならないことです。むしろ社会保障、子育て、若者支援などは優先させて国として保障する、これは村行政としても願っていることなのではないかと思いますが、見解をお聞きします。

○中村正美 福祉部長 お答えいたします。

国の社会保障審議会の議員がおっしゃっておられます3つの部会における議論の状況について、まず概略をご説明したいと思います。

まず医療保険部会におきましては、後期高齢者医療保険の窓口負担について議論されているところがございます。部会の委員からは、現在は原則1割の窓口負担を2割に引き上げるべきだという意見もございますが、全般としては持続可能な医療保険制度を構築する観点から、加入者の能力に応じた負担のあり方や低所得者への配慮、現役世代が納得するような制度となるよう検討が行われております。

次に、生活保護基準部会では生活保護の母子加算の見直し等が議論されているところがございます。部会の委員からは特にひとり親世帯の貧困率自体が先進国の中でも高いことなどから、子どもがいる世帯の扶助加算については一般世帯との均衡のみで見直すことは適切ではないのではないかといった意見や、子どもの貧困対策の観点から慎重に検討すべきだなどといった意見が出されており、引き続き議論を重ねていく必要があるという中間結果が出されております。

なお、同部会における今後の検討の視点といたしましては、生活扶助基準と母子加算の

関係性も整理をする必要があることから、生活扶助基準の検証とあわせまして、さらに子どもの貧困対策という観点から、子ども特融の特別な需要をどう評価するのかという点について協議される予定となっております。

最後に、介護保険部会についてでございますが、第60回介護保険部会で軽度者への支援のあり方について議論されております。議論の内容といたしましては3点ございまして、1点目は、要支援・要介護度に応じた支援のあり方について、2点目は、生活援助に対する給付や生活援助以外の給付に係る給付の見直し、地域支援事業への移行、負担のあり方について、3点目は、平成29年3月31日までを経過措置期間とした総合事業への移行に係る各市町村におけるニーズ把握や関係者の認識共有の状況についてでございます。

これらの3部会の議論につきましては、まだ決定したものではありませんので、引き続き国の動向を注視し、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

なお、国による税の活用に対する村としての見解についてでございますが、国には貴重な税源を有効に活用し、各方面における安定的な政策、制度設計を期待することはもちろんでございますが、村といたしましても国の動向を踏まえ、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○14番 大名美恵子議員 再質問いたします。

国の動きはまだ決定したものではありませんので、情報収集などに努めるというような考えが示されましたが、これまでのこうした改革の経験では、多少は変更はあるとしても、住民にとっては不本意のまま大筋ではほぼ決定されてしまっております。該当する村民の状況把握が大切になっているのではないかと思います。

再質問としまして、1つは、医療費窓口負担が1割から2割になる後期高齢者医療保険被保険者数は何人になるのか、2つは、国により介護保険制度の改悪が行われたばかりで今年4月から村では総合事業が開始されましたが、その状況についてお伺いいたします。

○中村正美 福祉部長 お答えいたします。

まず、窓口負担が1割から2割になる後期高齢者医療保険の被保険者は何人になるかというご質問でございますが、現在1割負担の方が2割になると仮定して申し上げます。平成28年7月31日現在の被保険者数が4,307人のうち1割負担は4,046人でございますので、この4,046人が2割負担になることとなります。

続きまして、総合事業開始後の状況についてお答えいたします。平成28年4月から開始した総合事業ですが、訪問サービス、通所型サービスとも利用者のほとんどの方が、介護予防給付から移行した既存の事業所のサービスである指定基準型サービスを利用している状況でございます。要支援認定更新に伴い、総合事業を利用することになりますが、毎月更新される要支援認定者の数に比例して、総合事業費が増加しております。さらに、住民主体型のサービスを活用する方も徐々に増えている状況でございます。

以上でございます。



○14番 大名美恵子議員 ただいまの答弁で、本村の75歳以上の高齢者4,307人のうち4,046人が2割負担と仮定できるということです。差が261人ありますが、この方たちはもともと現役並みと判断され、3割負担ということですが、現在1割負担の方々からも「医療費が高い。安くすることはできないのか」と声が、もう多くの議員が寄せられているのではないかと思います。私も「高い」と寄せられています。村として何らかの施策をとらなければ高齢者から病院が遠くなってしまわないのではないかと危惧します。国の動向を注視するというこの中には、高齢者の負担軽減を村として検討を開始することが含まれないといけないということを今回は指摘のみさせていただきます。

再々質問としては、介護保険制度は連続して制度改革が行われていると受けとめておりますが、村や村民への影響について考えることはあるのかお聞きをいたします。

○中村正美 福祉部長 お答えいたします。

制度改正については国において議論中でございますので、現時点でどのような影響があるかについては不明な状況でございます。しかしながら、改正については持続可能な制度設計や地域包括ケアシステムの構築等を目的に実施されるものと思っております。村といたしましては、制度の枠組みの中で適正な保険運営を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○14番 大名美恵子議員 今答弁された持続可能な制度設計でということで重要だと考えますのは、高齢者の負担を増やさず、サービスも削らず行うことであり、このことが憲法25条を守るということだと思います。また、健康寿命を延ばすこと、地域での助け合いも大切ですが、やってはならないこと、これは国の責任放棄、地方自治法第1条の2が述べる「地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本とする」、これを軽んじてしまうことです。国の改悪に合わせた村の対応ではなく、改悪であることをしっかりと捉え、村民を守る対応に着手することが求められていると考えます。この点述べまして、この質問は終わり、次に移ります。

4点目です。東海第二原発の廃棄物処理棟で発生した放射性廃液漏れについてお聞きします。

多くの住民は、この件について廃液漏れ発生の翌朝、今年6月3日に新聞やテレビ報道で知り、大変驚きました。現在3カ月余が過ぎ、原電としては原因等調査結果、再発防止策について公表し、規制委員会にも報告していると聞いております。この件では、こうしたことを起こした原電に対する意見と同時に、村の住民への情報提供のあり方など村の対応についても多くの住民が疑問を寄せてきています。

質問は、現時点で原電から受けている原因調査結果、再発防止策の内容について、また原電の報告に対する村の認識についてお聞きします。

○川崎明彦 村民生活部長 お答えいたします。

東海第二発電所管理区域内の廃棄物処理棟タンクベント処理装置室におきます放射性

廃液の漏えいに伴い、立入制限区域を設定したという事象でございますけれども、東海第二発電所では今年7月25日に現時点での原因調査の結果と今後の対策について公表しているところでございます。

その原因でございますけれども、濃縮廃液貯蔵タンクの廃液に界面活性剤が混入し、泡立ちによってタンクベント配管から冷却器に流入し、漏れ出たためと推測されることで、再発防止策といたしましては、界面活性剤の混入を防止するために排水の原則禁止とその確認などの管理方法を定めることと、発泡を検知できるレベル計の設置などの措置をとっております。

また、村といたしましては、本件の第1報通報が事象発生から約2時間を要したことを重く受けとめ、原電に対しまして異常発生後の早急な通報連絡体制の確立と再発防止策の確立を要請しております。原電では通報連絡三原則にのっとりまして、通報連絡の迅速化の再徹底や村との情報共有の仕組みづくりを行うとしているところでございます。

なお、現在、原子力規制庁では原電からの本事案にかかわります報告を受け、原因と再発防止策の確認が行われておりますので、村といたしましては引き続き経過を注視し、必要な対策をとっていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○14番 大名美恵子議員 では、3点お聞きしたいと思います。再質問です。

1点は、住民からすればこの件も事故であり、さまざまな疑問が湧き、原電に確認したいことが多数あるということで寄せられています。村は通報連絡に関して重要な指摘及び要請を行ったということですが、村としてのこの件の状況認識を深める意味で原電に対し質問した内容はあるのかどうか伺います。

2点は、原電の通報連絡3原則から見て、今回の原電の通報のあり方について村としてどう評価するか、また安全協定上の見直しの必要性についてどう考えるか。

3点は、公表されている調査結果、対策は、規制委員会が現在確認中のことですが、公表になった時点での村としての疑問点など確認したのかお伺いをいたします。

○川崎明彦 村民生活部長 答えいたします。

村では現在までに6月3日、13日の計2回の立入調査と7回のヒアリングによりまして、当日の通報連絡の判断、点検の状況、原因、今後の再発防止策等について確認を行ってまいりました。7月25日に公表されました原電の調査結果、対策につきましては、村の意見や要望等も反映されたものとなっていると思っております。

なお、原電の通報連絡3原則については、原電が独自に定めているものでございまして、村では特に評価することはございませんが、本件につきましては事象の発生から通報までに法律上は合致しているとはいえ、約2時間を要しているということから、通報連絡に長時間を要することは原子力災害時の初動態勢のおくれを招くおそれがあるものと考えまして、村では異常発生後の早急な通報連絡体制の確立と再発防止策の確立を要請しているところでございます。

安全協定上の通報基準につきましては、国の法令等をもとに定量的に示せるような基

準としておりますが、本件においては先ほど申しましたように通報するまでに長時間を要したことが問題でございますので、原子力発電所が独自に決めている通報連絡3原則の再確認と徹底により対応できるものと判断していることから、現時点で協定を見直すということについては考えていないというところでございます。

以上でございます。

○14番 大名美恵子議員 2時間を要したということについて指摘をしたということは今の答弁の中でも触れておりましたように、原子力災害時の初動態勢のおくれを招く恐れがあるということで、その点は大変重要なことを指摘したというふうに思います。

原電の通報連絡3原則から見た今回の通報のあり方に対する評価は、だけれども、評価はしないという答弁を今いただきました。私は立地自治体としての原子力事業所に対するこのような村の姿勢、これは事業所の心構えを磨くことにはつながらないというふうに思います。住民からすれば、村は住民の立場に立っているとは受けとめにくく、事業所に追随しているのではないかととれます。通報に2時間を要したことの問題点については指摘したが、原電が自ら掲げ、公表・アピールしていることとの関係では言わない。県知事はそれで済ませているようですが、立地自治体の東海村はそれでは済まされません。原電が律する企業であるかどうかの監督責任も村には求められると私は思っています。

急な話になって申しわけないんですが、そういうことから原電の通報連絡3原則と今回の通報のあり方について村長の認識を伺いたいと思います。

○山田修 村長 情報のやっぱり伝達、情報が一番大事だというのは、もう私も前々から思っていて、全て情報は明らかにすること、そして速やか情報提供するということにつきましては、これまでも何度となく事業所のほうに申し上げてまいりました。ですから事業所も通報3原則については理解はしていたんですが、いざというときに今回はそれが怠ったということは事業所も認めていますので、そこは改めて徹底して、さらに村として主体的に情報収集できる体制をきちんと確立するということで、従来より一歩進んで即入構できるようなかたちをとりましたので、そういう意味で言いますと、今まで以上に村として主体的に自分から情報を取りに行くということについても、やっていきたいというふうに思っています。

以上です。

○14番 大名美恵子議員 ぜひともそういう引き続きの対応お願いしたいと思います。5点目の質問に移りたいと思います。

避難計画策定・安全協定の見直しと東海第二原発再稼働問題についてお聞きをいたします。

東海第二原発の再稼働に関する村判断との関係で、今年6月議会以前の議会における村長答弁では、避難計画の策定、安全協定の見直しがあればその先はない、つまり避難

計画の策定、安全協定の見直しがなければ、原電から再稼働の意思が示されたとしても、村としてはその是非を判断することはないと受け取れるものでした。

6月議会では、避難計画策定は再稼働のための必要条件ではないので再稼働のためのものではないというふうに答えられております。これら発言には、私からすれば矛盾があるようにもとれるんですけども、この件について認識をお聞きします。

また、安全協定の見直しについて原子力所在地域首長懇談会等々で原電と交わしている覚書における安全協定の見直しとは協定のどの部分の見直しを言っているのか、改めてお聞きします。

さらに、仮に原電が見直しはするものの首長懇談会等が要求する内容ではない部分での見直しを言ってきた場合への対応については、考え方が何かあるのかお伺いをいたします。

○山田修 村長 はい、お答えします。

この避難計画と再稼働の問題、確かにいろいろな表現の仕方がありますので、そこは難しいところであるんですけども、1つは、この避難計画につきましては地域防災計画上の行政の責務としてやらなければならないという思いでやっていますので、この避難計画の策定は再稼働とは切り離して、ここに原子力施設があって、発電所があって、しかも使用済み核燃料もある段階では避難計画は必ずつくる必要があるということで、再稼働とは関係ないというふうに申し上げてきました。

ただ、一方、事業者側から見ると、そちらの見方からすると、再稼働するために規制庁の新規制基準に基づく適合性審査に合格した場合ということがありますので、そのプラントの健全性のところが一つの要件であって、ただもう一つはやっぱり住民の安全安心ということで、住民の避難が確実にできるのかという視点で見ると、避難計画はやっぱりなければならないということで、それぞれちょっと見方が違いますので、それぞれの見方からすると矛盾しているように見えますが、きちんとそこは整理されているとして、あくまでも再稼働を見通しての避難計画の策定ではないということだけはきちんとしたいというふうに思っています。

あと安全協定の見直しの中身ですが、これは細かい条文の文言ではなくて、もう前段の部分で茨城県と東海村と事業所という3者のところ、その東海村のところに首長懇談会の5市ですかね、周辺の。そこがスポット入りますから、すると全ての条文がそれが全部適用されるということになるんで、東海村と同等になるということが今の見直しの首長懇談会での事業所に対しての改定案の要求になっております。

仮にの話なんですけど、今ちょっと仮の話については全く考えておりません、あくまでも私どものほうの要求したものに対して事業者がどのような回答をするかということだと思いますけれども、もう一つは先ほど言いましたように、茨城県と所在の市町村と事業者という3者協定になっていますので、これ所在市町村と事業者だけでは改定の見直しはできませんので、そういう意味で茨城県と協議も必要だということで、それについて今後やっていかねばならないというふうに思います。

以上です。

○14番 大名美恵子議員 首長さんたちが要求している見直し、これはそっくりそのまま通るということで、ぜひとも原電には引き続きの働きかけをしていくことが必要じゃないかなというふうに思いますので、その点はよろしくお願ひしたいと思います。

また、避難計画の計画ですけれども、避難計画がどのように進められているのかとか、ちょっと期限が変わったとか、考えている期限が変わったとか、そのような情報って直接私たちは聞かずに、大体村長の記者会見とか取材をされて語っていることで、あっ、またちょっと変わったのかなとかいうふうに思ったりして、なかなか執行部とよほど綿密にしなければ進みぐあいかわからないなというふうに思うわけですけれども、この質問で事前に村長とは話し合いをしていないので、この場でということになりますけれども、やはり多くの方が前の議会でも言いましたけれども、避難計画がどんなふうに決められていくのか、決まってしまうと稼働との関係が、また距離が縮むんではないかと心配しているわけです。今、現時点で避難計画について東海村としてどのように考えているか、進めているか、そこちょっとお伺ひします。

○山田修 村長 はい、お答えします。

私も5月の意見交換会、私は出席しませんでした。私が出席しないことに対して批判もあったのわかっています。ただ、そういう中でも多くの意見が出されたことは私は報告受けていますし、全ての意見も目を通してあります。本当にいろいろなご意見があって、本当にごもつともだなというふうに思っています。

かなり難しい中身になりますし、全ての方が本当に納得することはなかなか難しいだろうなということで、私はその一定の理解をもらえる程度までそこは高めていきたいというふうには思っていますが、そういうことを考えながら、あとやはり先日、避難先の3市長と会っても、やはり受け入れる側もいろいろな思いがあるということも聞きましたし、東海村だけの都合じゃなくて相手のことも考えたりすると、そこはお互いにやっぱりきちんと認識しなければならないと。そういうことをするためには避難訓練は必要だということで、避難訓練の実施をぜひやらなければならないという思いは持っていますが、その計画をどの程度整理してから訓練に行くのかというところの今整理をしていますので、まだちょっと担当課のほうと詳細については今後詰めていきますが、私の中でも確かにいろいろな状況が変わってきていますので、それを踏まえながら考えているところがありますので、最初に決めたもので一切変えないで進んでいくということじゃなくて、その都度いろいろな情報を得て状況を確認しながら、一番ベストな策定のスケジュールとか作業を進めていきたいと、そういうふうに思っています。

○14番 大名美恵子議員 もう1回聞けますね、きっと。

今の答弁の中で、いま一つはっきり私が理解できなかったのは、村長の考える避難訓練というのは、その後の答弁で計画をどの程度整理してかみたいなことでしたけれども、これは計画にしちゃってからですか、策定しちゃってからですか。それとも事前の策定前の話での訓練でしょうか。その辺お聞きします。

○山田修 村長 最終的な計画の策定は防災会議での決定になりますから、当然その前の段階で訓練はやらなければならないというふうに思っています。

○14番 大名美恵子議員 それでは、最後の質問に入ります。

激しい降雨による被害対応についてお聞きをいたします。

今般1時間当たり、1日当たりの降雨量が著しく多くなる気象状況が発生しやすくなっており、さまざまな水害が懸念されます。8月23日の雷雨の際は、この議会でも報告されているような被害のほか、私には雨水の激流により畑が荒らされてしまった、緩やかな傾斜地に建つ民家だが、水が床下に流れ込むのではないかと心配したなどの声が寄せられました。

本村も土地利用の影響ほかさまざまな理由により大地の吸水、保水力が弱まり、水の流れに異常を来しているところが多くなっているのではないかと危惧します。水害の予測とともに、住民が危険に巻き込まれることのないような事前対策が改めて必要になっていると考えます。今回の降雨により大きな被害への警告につながるような事象はなかったのか、何らかの方法で全村的な調査を行ってはどうかと考えますが、考え方をお聞きします。

○川崎明彦 村民生活部長 答えいたします。

8月22日から24日にかけての大雨においては、1時間の降雨量が最大で56ミリメートル、降り始めからの降水量は累計で240.5ミリメートルを記録いたしまして、村内の道路や水田で30カ所の冠水があったほか、床下まで浸水した建物が8軒発生するなどの被害を受けました。村では災害対策本部を設置いたしまして、都市整備班を中心に村内34カ所の住家や店舗に対して延べ787袋の土のうを配布したほか、村内の巡視、通行どめの措置などを行うとともに、被害に遭った方や土のうを配布した方、その近所の方に対しては被害状況の聞き取り調査を行っているところでございます。

また、日ごろからは自主防災組織や地区自治会の防災訓練などを通しての情報収集を行ってきたところでございますので、まずはこれらの貴重な情報の蓄積と将来的活用に向けた整理を進めることによりまして、またハザードマップの見直しを行うとともに、住民の皆様にお知らせするような工夫を考えてまいりたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○14番 大名美恵子議員 全ての命と暮らし、財産環境を守るために防災・減災に力を尽くし、事前の対策を練ることが大変重要になっているのではないかと思います。今述べられた情報の整理と住民の訴求効果ということは言わなかったのですが、住民にお知らせするというので、私はむしろ訴求効果を高める取り組みがしてほしかったわけなんですけど、ちょっと変わってしまったんですけど、ぜひ訴求効果を高める取り組み、これを今後十分に生きる内容となるよう責任を持って取り組んでいただきたいというふうに思います。

再質問ですが、希少の変化が激しい今日、さまざまな被害予測と住民要求の把握が重要になっていることは明らかですが、これらを行う村執行部の体制は、重要かつ得意分野の原子力問題も担当する課が自然災害でも集中した対応が求められているという状況です。こうした中、現時点では答弁された対応がベストと考えるものなのか、段階的対応と考えるのか伺います。

○川崎明彦 村民生活部長 お答えいたします。

災害発生時におきます行政の対応につきましては、最善の努力を払うことは使命でございます。役場一丸となって取り組んできたというところでございます。

しかし、近年における気象災害は例えば先月上旬後半以降、北日本では前線や台風の影響を繰り返し受けたことによりまして、太平洋側を中心に記録的な多雨となりまして、北海道内の観測地点の一部では、これまでの8月の降水量を上回るなど、これまでの知見、経験則が及ばないところで発生しているケースが見受けられております。

このように気象機関でも予想が難しい上、建物、道路等都市構造や単身高齢世帯の増加、住宅ストック、地上の社会情勢変化もございまして、災害対策は非常に難しくなっていると感じております。先日の大雨における災害対策活動の知見を素早く計画やハザードマップ、インフラ整備に反映させることなどが必要でございます。

また、住民の皆様に対しては早期の情報提供を行うとともに、初動応急対策、復旧に至るまでの円滑な流れをとるような見直しを行ってまいります。

以上でございます。

○14番 大名美恵子議員 はい、ありがとうございます。

村のこの間の災害対応は早目の避難所開設、土のう配布、通行どめの指定など、東日本大震災からも学びつつ努力されていることはよくわかります。異常気象による被害の予測、被害を最小限に抑えること、もとの生活に早い時期に戻れるための的確な対応が行政には求められております。改めて基本的な考え方をお聞きします。

○川崎明彦 村民生活部長 お答えいたします。

我が国は地震、津波、豪雨、洪水など極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下にあると言われております。これらの災害は時として猛威を振るい、生命・財産にかかわる被害を受けることがあるだけではなく、昨今は「経験したことのない大雨」などと表現されるように異常気象が日常化する傾向にあることを憂慮しているところでございます。災害の発生を予測したり、完全に防ぐことは不可能でございますが、東日本大震災や1年前の関東・東北豪雨などの教訓を踏まえ、村といたしましては防災関係機関と連携と計画的、継続的取り組みなどによりまして効果的な災害対策を講じていくとともに、住民の防災意識の高揚を促すことによりまして、自助・共助・公助の相乗効果をもって人的、経済的被害の軽減を図り、迅速な回復を図る減災を目指すべきだと考えているところでございます。

○14番 大名美恵子議員 よくわかりました。ですが、この間の異常気象により、行政の役割が本当に質の高いものとして求められていることがわかります。私は、これらを進めるには原子力災害担当と自然災害担当を分けることが必要と考えます。一つの課内で原発事故の避難計画を担当している職員が異常気象対応も担当していることは、対策に実効性を十分持たせようとすればするほど職員の負担が大きくなるばかりです。課を明確に分けることで、それぞれの対応が有効的に行われることにつながると考えます。この件は新たな課題ですので、後の議会で提起させていただくことといたします。

以上で私の一般質問を終わりにいたします。